

第1章 環境基本計画について

1 基本的事項

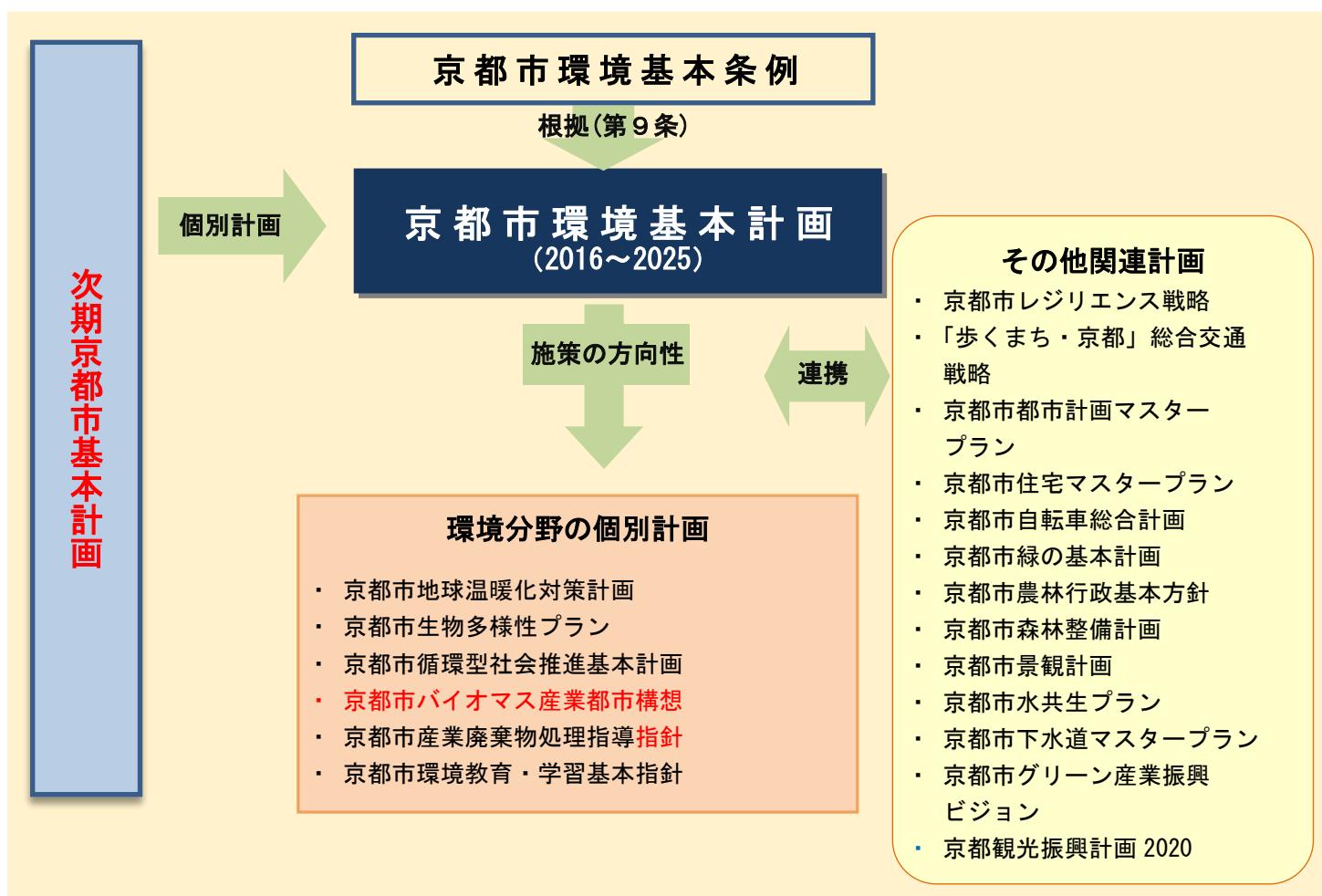
（1）計画の目的・位置付け

本計画は、京都市環境基本条例（平成9年4月施行）第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱（基本施策）などを示す環境行政のマスタープランとして策定するものであり、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の個別計画であるとともに、環境分野の個別計画の上位計画として施策の方向性を示すものです。

計画期間は、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までの10年間としますが、長期的目標や基本施策の到達状況や取組状況を定期的に把握し、評価を行ったうえで、適宜、新規の環境指標及び目標数値の設定といった見直しを行うこととしています。

2020（令和2）年度は、本計画の中間年度であり、**パリ協定の発効など、策定時からこの間で、環境問題を取り巻く状況が大きく変わったことや、環境分野の個別計画が改定されることから、その内容を反映させる必要があるため、新規の目標値の設定も含めた中間見直しを行います。**

なお、基本施策（「第3章 施策体系」を参照）の下で推進される、具体的な施策・取組は、環境分野の個別計画において別に示すこととします。



(2) 配慮事項

「持続可能な開発目標（S D G s）を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択（平成 27 年 9 月）や「パリ協定」（平成 28 年 11 月発効），その実行を支える「IPCC 京都ガイドライン」の採択（令和元年 5 月）など国際的な合意が続き，また，プラスチックごみによる海洋汚染が近年問題となっているなど，地球規模での課題解決のため，経済・社会だけでなく，市民一人ひとりのライフスタイルの転換を図ることが求められています。

日本においては，平成 28 年 5 月に「S D G s 推進本部」が設置され，S D G s 実施指針において S D G s 達成へ向けた取組は，地域課題の解決に向けた地方創生の取組に資するものとして取組を促進していくこととされるなど，環境・経済・社会の統合的向上が目指されています。

こうした中，本市においては，S D G s は京都市基本計画等とも多くが一致しており，**地方創生やレジリエント・シティも含めて，一體的な推進を図っていますが，今後の世界的なトレンドを踏まえ，より積極的に取組を進めています。また，「パリ協定」の目指す脱炭素社会の構築に向け，「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」（平成 29 年 12 月）に掲げる，2050 年の世界の都市のあるべき姿の実現と，**2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた具体的な行動を進めています。なお，これらの取組の推進に当たっては，新型コロナウイルス感染症の拡大防止と，それにより停滞した社会や経済を，気候変動や生態系の保全に配慮しながら回復させることを意識して進めています。****

さらに，本市は千年の悠久の歴史を有する世界有数の**国際文化観光都市**であり，国内外から非常に多くの方々が観光に訪れています。令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により，一定期間，減少が見込まれますが，観光消費の回復に備え，観光と環境対策の調和が引き続き重要であり，京都で受け継がれてきたものを大切にする「もったいない」，「しまつのこころ」といった精神を，地域住民や事業者と共に訴え，環境と調和した持続可能な社会を目指します。

○ 持続可能な開発目標（S D G s）

2015年9月、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標を掲げました。この目標が17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標（S D G s）です。

S D G sの大きな特徴は、途上国に限らず先進国を含むすべての国に目標が適用されるということ、持続可能な開発を達成するためには、環境保護・経済成長・社会的包摂の3つの要素を調和させることができるとされていることです。



(出典：国際連合広報センター)

○ 国の第五次環境基本計画

【目指すべき持続可能な社会の姿】

第五次環境基本計画における目指すべき社会の姿については、(1) I C T等の科学技術も最大限に活用しながら経済成長を続ける。(2) 環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現する。(3) 健全な生態系を維持・回復し、自然と人間・地域間の「共生」を図り、「低炭素」をも実現する。という3点を満たす循環共生型の社会であるとされています。この社会の実現に向け、S D G sの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に向けた取組を進めることとしており、その具体化の鍵の一つが、「地域循環共生圏」の創造で我が国における脱炭素化・S D G sの実現に向けた考え方となっていきます。

【S D G sの考え方の活用】

S D G sは17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っているため、経済・社会的な課題にも視野を広げ、環境分野との同時解決を図ります。

また、S D G sの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられるため、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、S D G sの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにする必要とされています。

○ 持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言

京都市は、平成29年12月10日、京都議定書誕生20周年を記念して、「地球環境京都会議2017（KYOTO+20）」を開催し、18の国と地域から約1,000名の方々の御参加の下、地球温暖化対策において世界を牽引する都市の取組事例の共有などを図るとともに、「パリ協定」が掲げる今世紀後半の温室効果ガスの正味排出ゼロの実現に向けて、「2050年の世界の都市のあるべき姿」等を盛り込んだ「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を発表しました。

【2050年の世界の都市のあるべき姿】

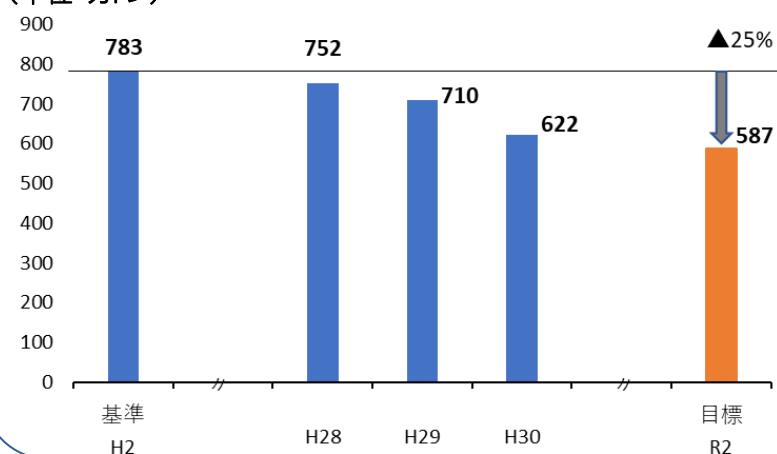
- ・ 生命の源であり炭素吸収源でもある自然との共生が実現している。
- ・ ものを大切にする「もったいない」、「しまつ」の精神などに基づく生活文化の再構築により、市民の価値観やライフスタイルの転換が進んでいる。
- ・ 環境教育・学習の促進により、さまざまな問題を自分自身の問題として捉え、自ら行動し、持続可能社会を構築する「担い手」が育成されている。
- ・ 脱炭素化に貢献する技術革新と同時に、気候変動による影響への適応策が十分に進んでいる。
- ・ 廃棄物に含まれる有用金属等を再資源化する「都市鉱山」の活用などにより、循環型社会が構築されている。
- ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用が飛躍的に拡大し、都市によるエネルギー自治が実現している。
- ・ 都市交通システムの高度化により、環境負荷の低減と利便性の向上が両立している。
- ・ 持続可能な社会の実現に向けた取組が貧困や格差などの社会問題の平和的解決に貢献している。

2 計画（中間見直し前）の進捗状況

目標年度を令和2年度としていた中間見直し前の本計画（「京都市環境基本計画」（2016～2025））における各分野の進捗状況のポイントは、次のとおりです。

■ 地球温暖化対策の推進

○ 温室効果ガス総排出量の推移 (単位:万トン)



エネルギー消費量はピーク時から約26%減少しているものの、東日本大震災後の火力発電の増加による電気の二酸化炭素排出係数の悪化の影響が大きく、温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ9.3%減にとどまっている。

<課題>

これまでの延長に留まらない取組により、エネルギーに依存しない社会・経済への転換が必要である。

■ 生活環境・自然環境の保全

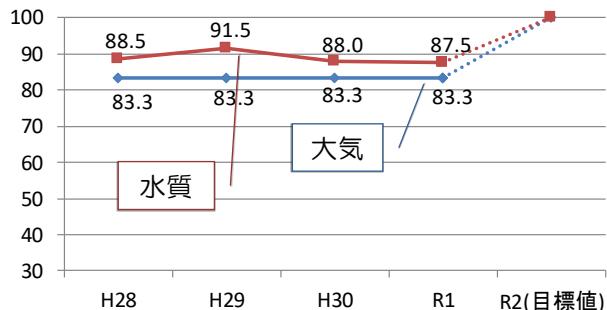
京都市環境保全基準の達成状況について、大気は平成24年度から測定を開始したPM2.5の達成率の変動等の影響を受けている。水質は良化傾向で推移

<課題>

引き続き、市保全基準未達成の項目に対する取組や、生物多様性の保全に関する取組等を推進する必要がある。

○ 市保全基準達成状況の推移

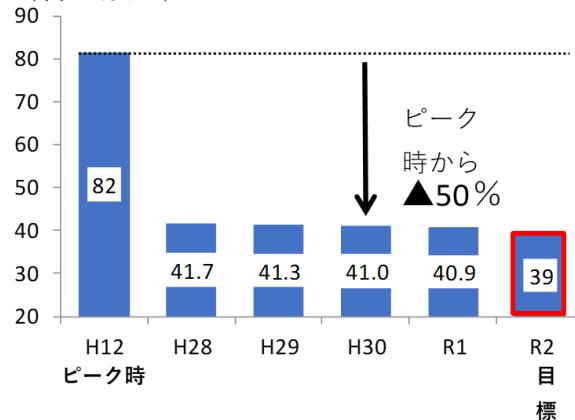
(単位:%)



■ 循環型社会の構築

○ ごみ量（市受入量）の推移

(単位:万トン)



市民・事業者の皆様の御理解、御協力により、ごみ量（市受入量）はピーク時から半減を達成することができたが、ここ数年はごみの減量がわずかな量にとどまっている。

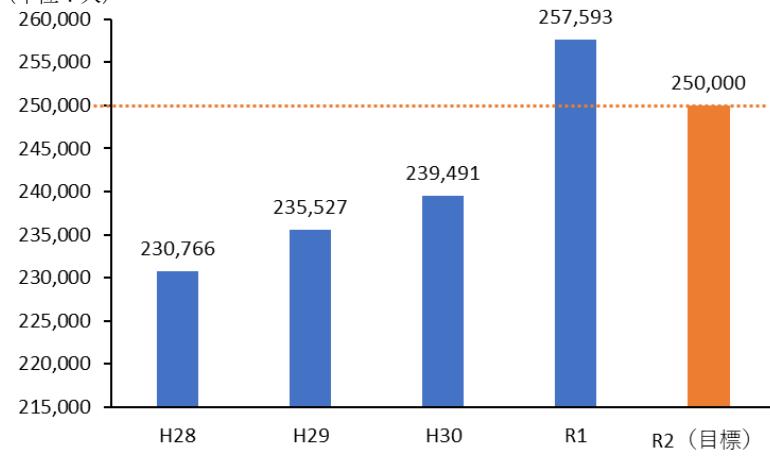
<課題>

更なる資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減、本市唯一の最終処分場の延命を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す必要がある。

■ 環境教育の推進・環境保全活動の促進

○ 環境保全活動プログラム参加者数の推移

(単位:人)



各局の取組等により、環境教育を推進し、環境保全活動を促進した結果、境保全活動プログラム参加者数は、目標値である25万人を達成した。

<課題>

持続可能な社会を目指すうえで、環境の保全に関する行動の活性化が重要であることから、環境教育をライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進するとともに、各主体による環境保全活動の協働取組を進めていく必要がある。

第2章 京都市が目指す環境像

1 基本理念

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきました。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境において、地球温暖化の進行、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきています。

すべての人は、「健全で恵み豊かな環境」を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

本市は、このような認識の下に、市民、事業者及び本市がそれぞれの立場で、又は協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを目的として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しています。

2 目指す環境像

本計画では、「はばたけ未来へ！ 京プラン」（「次期京都市基本計画」）で掲げた6つの京都の未来像の一つである「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』」を、目指す環境像として掲げます。

京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び共有することで、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、これまでの延長にとどまらない取組を市民ぐるみで実践し、環境と調和した持続可能な社会の実現を目指します。

地球環境にくらしが豊かに調和する

『環境共生と脱炭素のまち・京都』

3 目指す環境像の実現に向けて

実際に施策・取組を推進していくうえでは、目指す環境像について、市民、事業者及び本市が長期的な未来を視野に入れた具体的なイメージを共有していることが必要です。

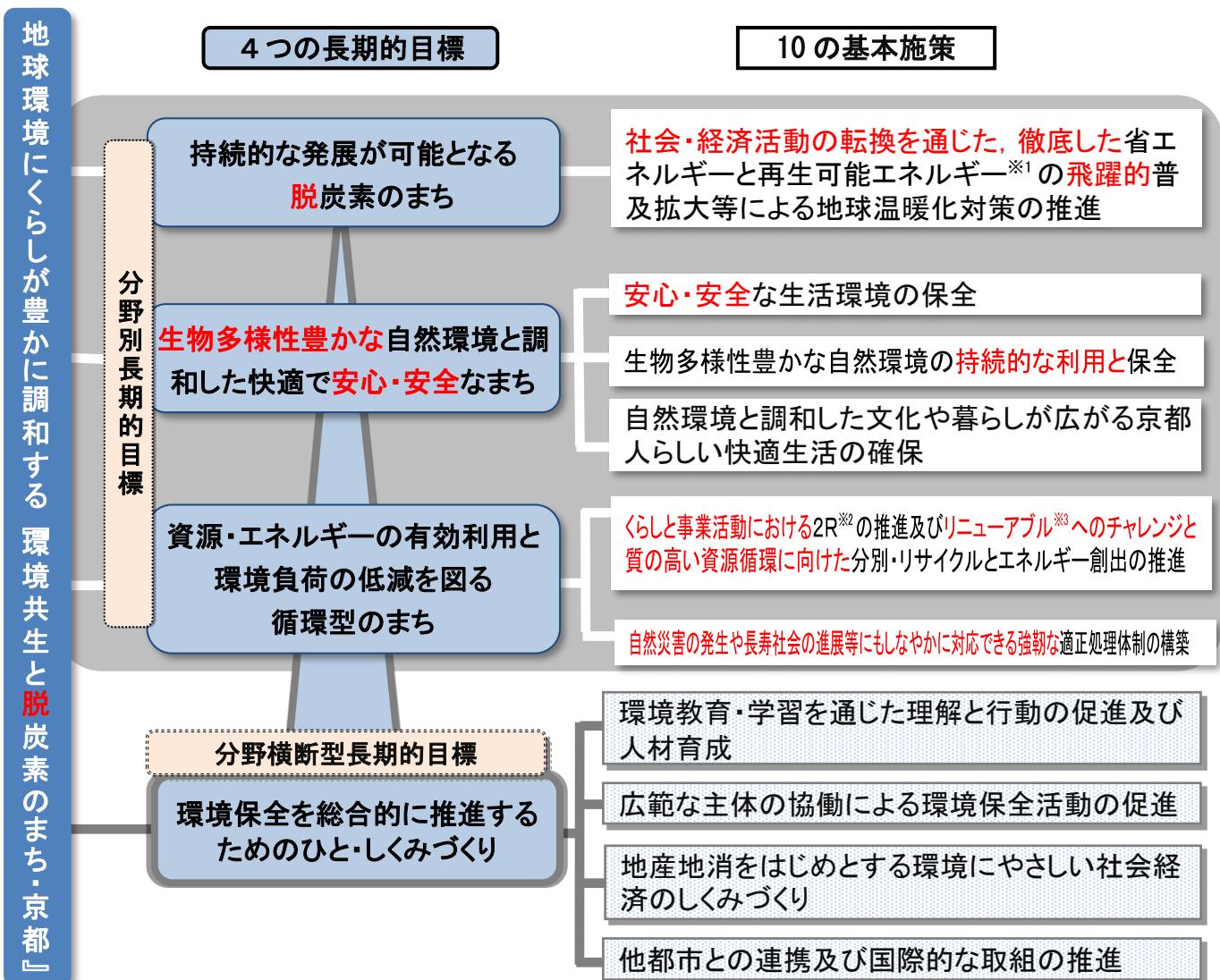
このため、本計画を策定する過程で、市民・事業者に対するアンケート調査を行い、本市の環境保全についての課題やニーズ等を把握するとともに、ワークショップを開催し、未来を担う子どもたちからは、「ぼくたち・私たちが夢見る京都の環境」をテーマとして、大人たちからは、「子どもたちが思い描いた京都の環境の実現に向けて」をテーマとして、目指す環境像の具体的なイメージについての御意見をいただきました（4～5ページ「私たちが目指す環境のすがた（ワークショップでの御意見を交えて）」を参照）。

本市は、ワークショップでいただいた御意見も踏まえ、「はばたけ未来へ！ 京プラン」や、環境分野の個別計画の内容と併せて十分に検討したうえで、次章以降のとおり、本計画の長期的目標や基本施策等を策定しました。

第3章 施策体系

本計画では、環境保全に関する施策や取組についての長期的な目標を示す「長期的目標」と、具体的な施策や取組を推進するに当たっての方向性を示す「基本施策」により「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』」を目指します。

〔図 施策の体系〕



※1 再生可能エネルギー：太陽光、風力など、永続的に利用することができるエネルギー源を利用して生まれたエネルギー

※2 2 R：ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース」と、再使用する「リユース」を合わせて、2 Rといいます。

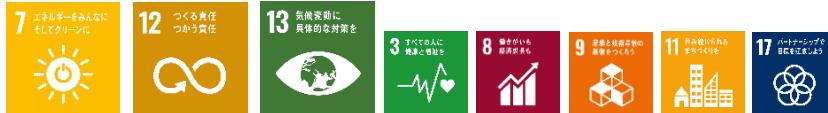
※3 リニューアブル：石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる資源（再生可能資源：植物などの天然資源）を原材料として利用することで、資源の枯渇や温室効果ガスの発生を抑制すること

＜施策体系等のポイント＞

- 分野別の長期的目標に加え、分野横断型の長期的目標「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」を設定し、施策を総合的に推進します。
- 計画の進行状況の点検・評価を行うための「環境指標」として、施策・取組の状況を客観的な数値により把握して評価を行う「客観的指標」に加え、市民の皆様の実感度を把握して評価を行う「主観的指標」を設定し、主観・客観の両面から総合的な評価を行います。
- 長期的目標及び施策とSDGsの17の目標との関係性を整理し、各長期的目標に関連するSDGs目標については、アイコンの大きさにより関連度合いを表示しています。

長期的目標 1

持続的な発展が可能となる脱炭素のまち



世界各地で気温上昇をはじめ、集中豪雨の増加や台風の大型化など、地球温暖化の進行による影響が顕在化・深刻化しており、“気候危機”とも言える状況になってきています。

このことを踏まえ、本市は、「京都議定書」の誕生及び「パリ協定」の実行を支える「IPCC京都ガイドライン」採択の地としての誇りと使命感を持って、市民、事業者との協働の下で、これまでの延長だけにはとどまらない、社会・経済活動の転換を見据えた地球温暖化対策を展開し、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ることで、持続的な発展が可能となる脱炭素のまちの実現を目指します。

関連する環境分野の個別計画

- 京都市地球温暖化対策計画（令和3年3月策定）

環境指標

<主観的指標>

- 豪雨や熱中症など地球温暖化の影響と思われる危機が自分たちの生活に迫りつつあると感じるか。
- 省エネルギーや節電の取組が年々進んでいると感じるか。
- 再生可能エネルギー導入の取組が年々進んでいると感じるか。
- 徒歩や自転車、公共交通機関優先の取組が年々進んでいると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
温室効果ガス総排出量削減率 (H25 年度比)	4.9% (H28 年度)	○% (H30 年度)	40%以上 (R12 年度)
エネルギー消費量削減率 (H22 年度比)	○% (H28 年度)	○% (R1 年度)	○% (R7 年度)
再生可能エネルギー導入量	○TJ ^{*1} (H28 年度)	○TJ (R1 年度)	○TJ ^{*2} (H22 年度比○倍以上) (R7 年度)

※1 TJ : J (ジュール) はエネルギーの量を表す単位で、T (テラ) は 10 の 12 乗 (1 兆) を表します。

※2 1,690TJ : 市内の御家庭の年間消費電力量に換算すると、約 12 万世帯分に相当します。

<コラム> 地球温暖化が進むとどうなる？

気候変動に関する政府間パネルの報告書において、新たな地球温暖化対策を実施しない場合、世界の平均気温は 21 世紀末には、産業革命以前に比べ、最大 4.8℃ 上昇すると予測しています。

地球温暖化が進行すると、次のようなリスクが高まることが示されています。

- 大都市部への洪水
- 水資源不足と農業生産減少
- 热波による死亡や疾病
- 生態系サービスの損失 等

こうしたリスクを減らすためには、将来にわたって温室効果ガス排出を抑制することが非常に重要です。

基本施策

社会・経済活動の転換を通じた、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大等による地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に求められる、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロに向けては、社会・経済活動の転換、特に「ライフスタイル」、「ビジネス」、「エネルギー」、「モビリティ」の4つの分野の転換を通じて、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を加速させていくことが必要です。

「ライフスタイルの転換」では、エネルギー性能の高い住宅や機器の普及を着実に進めるとともに、脱炭素な生活様式や環境に配慮した消費の浸透を図っていきます。

「ビジネスの転換」では、事業者の自立的な取組を促進する仕組みづくりや、産官学連携でのイノベーション創出の更なる促進、大量生産・消費を前提とした産業からの脱却など、脱炭素と経済発展が両立するビジネスへの移行を進めています。

「エネルギーの転換」では、市内での最大限の再生可能エネルギーの導入に加え、再生可能エネルギー由来の電力の選択についても推進していきます。また、他地域と連携した再生可能エネルギーの供給拡大や地域での再生可能エネルギーの地産地消のモデル実施など、消費するエネルギーをすべて再生可能エネルギーで賄うエネルギー・システムの構築を見据えた取組を進めます。

「モビリティの転換」では、電気自動車などの次世代自動車の普及を推進するとともに、徒歩や自転車利用を促す環境整備、公共交通の利便性向上などによる自動車への依存の低減、IoTなどの新たな技術を活用した、より効率的で快適な交通システムの構築を進めています。

また、近年の猛暑や台風の大型化など、京都においても地球温暖化による気候変動の影響が大きな被害をもたらしていることを鑑み、気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策※」についても、取組を充実させていきます。

※ 適応策：気候変動の影響による水害や熱中症などの被害の防止・軽減等のための施策



日本の自治体の長として初めて
「2050年CO₂排出量正味ゼロ」を表明

＜コラム＞ 京都市のエコロジカル・フットプリントの算定～京都はエコなまち？！

人間の活動により、生活排水が川に流されたり、石油が採掘されたり、二酸化炭素が排出されたりするなど、地球にはいわば様々な足跡が残されます。このような足跡は、地球が持つ自然回復力によって元通りにされますが、もし足跡がたくさんあり過ぎると、回復が間に合わなくなります。

エコロジカル・フットプリント（以下「エコフット」）は、人間の社会経済活動が地球環境に及ぼしている負荷の大きさ＝“足跡”を面積で表し、地球が持つ自然回復力と比較する持続可能性指標であり、国連のデータに基づき、日本を含む世界150か国以上で算定されています。現在、世界全体のエコフットは自然回復力の約1.5倍、日本のエコフットは約2.2倍もの大きさであり、回復が間にあっていない状態です。

本市では、日本の自治体で初めての取組として、京都市のエコフットの算定調査を、グローバル・フットプリント・ネットワーク、WWFジャパン、いであ株と共同で試行的に実施しました。その結果、京都市のエコフットの値（平成22年）は、日本全体のエコフットよりも約10%低く、特に、「交通」や「住宅・光熱費」による環境負荷が小さいことが分かりました。

のことから、京都のまちのつくりや市民の暮らし
ぶりは、日本の平均と比べると、自然にやさしいとい
うことができますが、地球規模で見た場合には、地球
の回復力の約2.0倍の足跡を残しており、必ずしも
持続可能とはいえない状態でもあります。

自然の恵みを次世代に継承していくためには、限り
ある地球の資源の範囲内で暮らす工夫が大切になります。



出典：WWF ジャパン、「地球1個分のくらしの指標」

長期的目標 2

生物多様性豊かな自然環境と調和した快適で安心・安全なまち



本市は、千二百年を超える歴史の中、自然環境と調和しながら、心豊かに暮らす独自の多彩な文化・伝統を育み、それらは、多くの人々の心を惹き付けています。採光や風通しなど様々な工夫がされた京町家、伝統的な祭り、京野菜などは、「山紫水明」と称される本市の恵み豊かな自然環境に支えられてきました。

このため、**自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承されるよう**、本市は、大気、水、土壤などを良好な状態に保持・保全し、市民が安心して暮らすことができる安心・安全な環境を確保したうえで、**生物多様性豊かな自然環境と調和した文化や暮らしが広がる、うるおいと安らぎのある快適なまち**を目指します。

関連する環境分野の個別計画

- 京都市生物多様性プラン（令和3年3月策定）

環境指標

<主観的指標>

- 空気や河川の水がきれいに保たれていると感じるか。
- 多様な生きものが生息する良好な自然環境が保たれていると感じるか。
- 自然環境と調和した文化や暮らしが広がっていると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
大気汚染に係る市保全基準達成状況※	83.3% (H28年度)	83.3% (R1年度)	100%
水質汚濁に係る市保全基準達成状況※	88.5% (H28年度)	87.9% (R1年度)	100%
京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数	166団体 (H28年度)	232団体 (R1年度)	300団体 (R7年度)

※ 市保全基準達成状況

市保全基準：市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、国で定める環境基準より厳しい基準等を本市が独自に制定しているもの

達成状況：測定項目ごとの市保全基準達成割合（市保全基準を達成した測定地点数／全測定地点数）を平均したもの

<コラム> 生物多様性とは？

生きものたちの豊かな個性と、生きもの同士のつながりのことをいいます。

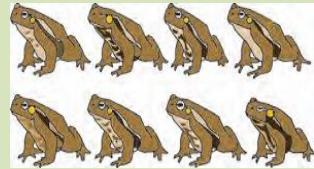
生物多様性には、「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで多様性があります。



生態系の多様性
様々なタイプの
自然環境があること
(森林、草原、河川、池沼など)



種の多様性
様々な種類の生きものが
生息・生育していること
(動物、植物、菌類など)



遺伝子の多様性
同じ生きものの種類の中にも
遺伝子による違いがあること
(形、模様、生態など)

基本施策(1) 安心・安全な生活環境の保全

安全の確保は、公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点と位置付けられるものであり、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の基盤となるものです。

このため、大気汚染、水質汚濁等について、維持されることが望ましい基準を定め、その測定を市内各所で行い監視するとともに、市民や事業者への公害防止に向けた啓発や指導を適切に行うことなどにより、市民の健康を守り、安心・安全な生活環境の保全に努めます。



鴨川

基本施策(2) 生物多様性豊かな自然環境の持続的な利用と保全



①深泥池 ②大文字山
③フジバカマとアサギマダラ ④洛西の竹林

本市は、市街地を取り囲む三山や鴨川をはじめとする河川が織りなす豊かな自然に恵まれ、私たちの暮らしや文化などは、こうした豊かな自然環境により育まれた生物多様性の恵みに支えられています。

このことを踏まえ、「京都らしさを支える生物多様性の持続的な利用」と「生息・生育地と種の多様性の保全・回復」に取り組み、生物多様性豊かな自然環境を保全します。

また、「生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換」や「社会変革に向けた仕組みと基盤の整備」を進め、あらゆる主体による生物多様性保全に向けた行動の促進を図ります。

さらに、自然が有する多様な機能を活かして緑や水辺を整備することで、防災・減災等につなげます。

基本施策(3) 自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都人らしい快適生活の確保

本市では、豊かな自然環境の下で、数多くの伝統的な建造物、京町家に代表される風情ある町並みを舞台に、門掃き、打ち水などといった先人たちの工夫による習慣が育まれ、文化や自然環境と調和した京都人らしい快適な暮らしが営まれてきました。

このことを踏まえ、自然豊かな都市景観を保全するとともに、公園や身近な緑・水辺環境の整備等を進め、京都人らしい快適な暮らしの確保に努めます。



歴史的な町並み

資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち

長期的目標 3



本市のごみ量（市受入量）は、高度経済成長とともに急激に増加し、平成12年度には82万トンのピークを迎ましたが、これまでの様々なごみ減量の取組と、市民、事業者の皆様の御理解、御協力と御努力により、ピーク時からのごみ半減を達成することができ、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減に加えて、大幅なごみ処理コストの削減効果も見ているところです。

しかし、ここ数年は、ごみの減量ペースがダウンし、リサイクルされる割合も停滞とともに、廃棄物部門の温室効果ガス排出量も横ばいとなっています。そのため、循環型のまちの実現に向け、これまでの2R（発生抑制・再使用）と分別・リサイクルにリニューアブル（再生可能資源の活用）という考え方も加えた新たな施策を推進することで、更なる資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減、本市唯一の最終処分場の延命を図り、市民、事業者の皆様とともに、全国のモデルとなる持続可能な循環型社会の構築を目指します。

関連する環境分野の個別計画

- 京都市循環型社会推進基本計画（令和3年3月策定）
- 京都市産業廃棄物処理指導指針（令和3年3月策定）
- 京都市地球温暖化対策計画（令和3年3月策定）

環境指標

＜主観的指標＞

- マイバッグの携帯などのごみを出さない暮らしが広がっていると感じるか。
- ごみを分別して出せる拠点が身近にあり、ごみの分別・リサイクルが進んでいると感じるか。

＜客観的指標＞

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
ごみ焼却量	38.9万トン (H28年度)	38.2万トン (R1年度)	33万トン (R12年度)
食品ロス排出量	6.4万トン (H28年度)	算定中 (R1年度)	4.6万トン (R12年度)
プラスチックごみ分別実施率 (家庭)	46% (H28年度)	算定中 (R1年度)	60% (R12年度)

＜コラム＞ 循環型のまちの実現に向けては、4つのRの推進が必要です

＜4つのR＞

①Reduce（リデュース）：発生抑制

ごみになるものを作らない・買わないといった、そもそもごみになるものを減らすこと

②Reuse（リユース）：再使用

ものをそのままの形で繰り返し使用すること

③Recycle（リサイクル）：再生利用

ものを再び資源として利用すること

④Renewable（リニューアブル）：再生可能資源の活用

石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる資源を優先的に活用すること

①リデュースと②リユースの2つを合わせて2Rと呼びます。環境負荷の低減のためには、特に2Rが重要です。



ごみちゃん

基本施策(1)

くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジと質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進

一般廃棄物については、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」や、使い捨てプラスチックの削減などの2Rを促進することに加え、新たに4つ目の「R：リニューアブル（地球にやさしい再生可能な資源の積極的な利用）」に取り組むことで、ごみの出ない地球にやさしくらしや事業活動への転換を図ります。

また、雑がみやプラスチックなどを中心に、市民にとって利便性の高い分別回収体制を構築するとともに、食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスを中心としたリサイクルの受け皿の充実を図ることで、市民・事業者等の皆様の分別・リサイクルを促進します。

2Rと分別・リサイクルを徹底したうえで、それでもなお残ったごみについては、焼却熱によるごみ発電と、生ごみ等を発酵させて取り出したメタンガスを燃料として発電するバイオガス発電などを併用し、エネルギーを創出することで、徹底的な資源循環（ごみの有効活用）を図ります。

産業廃棄物については、排出事業者や処理事業者が高い意識を持ち、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの促進をはじめとする環境保全の取組が実行できるよう、情報提供や啓発に努めるとともに、マテリアルリサイクルが困難な産業廃棄物を固形燃料化により石炭代替燃料として活用するよう働き掛ける等、環境負荷の低減に向けた取組を進めていきます。

違反行為等に対しては、必要に応じた立入調査や指導等を適切に行い、厳正かつ迅速に対応します。

基本施策(2)

自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築

近年、大規模自然災害が頻発していることや少子長寿社会が進展していることを踏まえ、一般廃棄物については、これらの危機や変化にしなやかに対応できる強靭な適正処理体制を「自助・共助・公助」の適切なバランスで構築することを目指します。

＜コラム＞ ごみを減らすと、京都市唯一の最終処分場を長く使えます

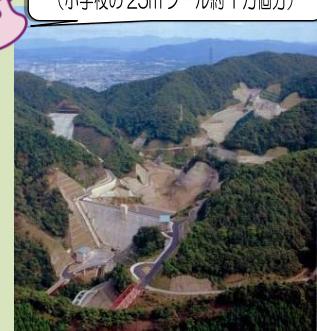
市民の皆様が出したごみのうち、リサイクルできないごみは、クリーンセンターの焼却炉で燃やします。ごみを燃やした後には、灰が残りますが、その灰などを埋め立てるのが「最終処分場」です。

内陸都市である京都市は、最終処分場が一つしかありません。そのような状況の下、毎日運び込まれる灰により、最終処分場の寿命は徐々に短くなります。

本市唯一の最終処分場を、市民の貴重な財産としてできるだけ長く使用するためにも、更なるごみ減量を図る必要があります。



大きさは、約 450 万 m³
(小学校の 25m プール約 1 万個分)



エコランド音羽の杜
(東部山間埋立処分地)



環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり

長期的目標 4 (分野横断型)



持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための教育及び学習といった環境教育を、ライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進するとともに、各主体による環境保全活動の協働取組を広めていく必要があります。

このため、3つの分野からなる長期的目標のほかに、各分野を横断する長期的目標として、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」と、市民・事業者も含めた各主体が協働して、環境保全活動に取り組むことのできる「しくみづくり」を掲げ、環境保全を総合的に推進していきます。

環境指標

<主観的指標>

- 学校や会社、地域で環境学習や環境保全活動の機会が増えていると感じるか。
- 環境に配慮したライフスタイルが広がっていると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
環境保全活動プログラム参加者数※	230,766人 (H28年度)	257,593人 (R1年度)	290,000人 (R7年度)
京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数（再掲）	166団体 (H28年度)	232団体 (R1年度)	300団体 (R7年度)
KES認証保有件数			

※ 環境保全活動プログラム参加者数：自然体験学習の場の利用者数、京エコロジーセンターにおけるエコ学習やその他環境学習関連事業への参加者数の合計

「指標」検討中

基本施策(1) 環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成

環境保全を推進するためには、すべての人が環境について自ら考え、理解し、解決する能力を身に付けるとともに、進んで行動に移すことが必要です。

このため、京エコロジーセンター（京都市環境保全活動センター）及び南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」を環境教育・学習の中核施設とし、青少年科学センター、更には動物園、水族館といった学びの場の連携により、環境保全に関する理解と意識

の向上を促します。また、家庭、学校、地域、事業活動などの幅広い場で、ライフステージに応じた、市民・事業者への環境教育・学習の機会を充実させ、地域で主体的に行動する担い手の育成を推進します。



京エコロジーセンター環境学習会の様子

基本施策(2) 広範な主体の協働による環境保全活動の促進



市民、事業者、大学、環境保全活動団体、本市などの広範な主体が、協働して環境保全活動に取り組む仕組みを構築します。

そのために、市民には、日常生活の環境負荷を低減するための自主的な環境配慮行動や個人でも実践・参加できる環境保全活動等についての情報提供などを行い、事業者には、地球温暖化防止や循環型社会の構築の実現に向けた自主的取組への促進・拡大やISO14001^{*1}、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード^{*2}等の認証普及や啓発などを行い、地域コミュニティには、**地域住民が環境保全についての理解を深めるための人材の派遣や取組支援**、団体間の交流・連携につながる情報提供などを行います。

さらに、観光客をはじめ、本市を訪れる皆様にも、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力していただけるよう、情報提供や啓発を行います。

基本施策(3) 地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり

京の旬野菜の振興、地域産木材等の利用促進などによる地産地消を進め、流通に係る二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい社会経済のしくみづくりを図ります。

また、環境、経済、暮らしの豊かな調和に向けて、高い技術力や匠の技、产学公のネットワーク等、これまで京都が築きあげてきた様々な知恵を融合して環境関連産業を育成し、環境保全に関する技術開発を促進します。

併せて、環境保全活動団体や事業者等との連携により、環境負荷の小さいグリーン商品・サービス等の普及に努めます。



京の旬野菜

基本施策(4) 他都市との連携及び国際的な取組の推進



地球環境京都会議 2017 (KYOTO+20)
「京都宣言」発表の様子

地球環境問題は、全人類の共通の課題であり、また、本市だけで解決できるものではなく、国内外の他都市との連携が不可欠となります。

このため、本市は、京都議定書誕生の地として、また、環境先進都市として、国内外の都市との情報交換や人材交流に努め、環境問題に関する国際会議や国際学会開催の促進・誘致を図るとともに、海外での会議にも積極的に参加し、本市の先進的な環境政策の発信などに努めます。

*1 ISO14001：国際標準化機構（ISO）によって定められた環境マネジメントシステムの国際規格

*2 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード：中小事業者にも分かりやすく取り組みやすいものとして、「京のアジェンダ21フォーラム」が平成13年に策定した環境マネジメントシステムの規格

第4章 環境配慮指針

1 環境配慮の基本的な考え方

私たちは、自然環境の恵みを享受する一方で、私たちの日常生活や事業活動での様々な行動が、地球環境や地域の環境に負荷を与えてています。

第2章で触れた、京都市が目指す環境像「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』」の実現には、市民、事業者、本市が協力しながら、それぞれの立場で、自主的に環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

環境に負荷を与える要因となる行動、そして、そのことによる影響は、その行動をする場面により内容・程度も異なり、環境に配慮すべき行動も多様なものとなります。

そのため、本章では、様々な場面での環境に配慮すべき行動を網羅的に示すのではなく、各主体が自らの考えの下で、自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践するための、環境配慮の前提として理解しておくべき基本的な考え方を環境配慮指針として示します。

2 各主体の環境配慮指針

(1) 市民の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギーを実践し、**脱炭素化**につながる暮らしを営みます。
- ② **環境負荷が少なく**、自然環境にやさしい暮らしを営みます。
- ③ 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような暮らしを営みます。
- ④ まちなかの緑化、伝統的な町並みや文化の保全に協力するとともに、自然環境と調和した快適生活が維持されるような暮らしを営みます。
- ⑤ そもそもごみになるものを減らす“リデュース”と繰り返し使う“リユース”を合わせた**2R**と、“**分別・リサイクル**”及び**地球にやさしい資源を使う**“リニユーアブル”を実践する、環境にやさしい暮らしを営みます。
- ⑥ 環境問題への関心を高め、理解を深めるとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

<コラム> DO YOU KYOTO?デー



京都市の環境マスコット
エコちゃん

本市では、「京都議定書」（平成9年に京都市で開催されたCOP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）で採択）が発効した平成17年2月16日にちなみ、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー（環境に良いことをする日）」とし、公共交通の利用促進や省エネなどの環境にやさしい取組を推進しています。

平成27年12月に、本市の姉妹都市であるフランス・パリで開催されたCOP21において、「京都議定書」に代わる新たな枠組で、全ての国が参加する「パリ協定」が採択され、**平成28年11月に発効しました**。同協定には、**令和2年以降は発展途上国を含む全ての国が協調して温室効果ガスの削減に取り組むこと**により、産業革命前からの世界平均気温の上昇幅を2度未満とするとともに、1.5度未満に抑えるよう努力することなどが盛り込まれました。

(2) 事業者の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギーを実践し、**脱炭素化**に資する事業活動を行います。
- ② 公害関係法令を遵守することにより、公害の発生を防止し、自然環境にやさしい事業活動を行います。
- ③ 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような事業活動を行います。
- ④ まちなかの緑化、良好な景観や文化の保全に協力するとともに、そこで暮らす市民が自然環境と調和した快適生活を送ることができるような事業活動を行います。
- ⑤ そもそもごみになるものを減らす“リデュース”と繰り返し使う“リユース”を合わせた**2R**と、“分別・リサイクル”及び地球にやさしい資源を使う“リニューアブル”を実践するとともに、適正処理を徹底し、廃棄物による環境負荷が小さくなるような事業活動を行います。
- ⑥ 事業者として、環境教育を積極的に実施するとともに、他の主体と連携し、地域の環境保全活動や、本市が実施する環境保全に関する施策に協力します。

(3) 本市の環境配慮

- ① 環境保全に関する計画を策定し、その計画の下で、施策や取組を実施することで、本市、事業者、市民の協働により環境保全を推進します。
- ② 市内有数の大事業所として、省資源、省エネルギー、自然環境への配慮、ごみの発生抑制、再使用、分別・リサイクル等、環境負荷の低減に向けた取組を、本市の事務事業ごとの内容をきめ細やかに考慮したうえで、市民・事業者に率先して実践します。
- ③ 行政機関として、公共事業を実施する際には、環境への配慮を行います。
- ④ 市民や事業者の環境保全についての学習の機会を確保し、環境保全活動の中心となる「ひとづくり」を進めるとともに、広範な主体が協働して環境保全活動がなされるための「しくみづくり」を行います。
- ⑤ 環境保全に関する技術の開発の支援や、環境関連産業の育成・推進のための支援に努めます。

＜コラム＞ 世界の京都・まちの美化市民総行動



美化啓発パレード



清掃活動

「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会が主体となり、市民の皆様やボランティア団体、企業等に参加を呼び掛け、平成 10 年度から「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施しています。

＜コラム＞ 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度

葵祭で使われるフタバオアオイや、祇園祭の粽に欠かせないチマキザサ、をけら詣りで焚くオケラや源氏物語に登場するフジバカマなど、京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生を実施する団体を本市が認定し、支援しています。



フタバオイ

チマキザサ

第5章 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、長期的目標や基本施策の到達状況や取組状況を定期的に把握したうえで評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、P D C Aサイクルを活用して行います。

2 計画の推進体制

本市は、毎年、環境指標により本計画の進行状況を把握し、点検・評価を行ったうえで、京都市環境審議会に報告し、今後の計画推進のための意見・提言を受けます。

また、意見や提言を取りまとめた後、その内容を京都市環境基本条例第8条に基づく年次報告書や本市ホームページなどで公表します。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、次の内容で実施します。

(1) 進行状況の点検・評価

環境指標について、市民へのアンケート調査や最新の数値を把握し、本計画の進行状況の点検・評価を行います。

(2) 点検・評価結果を受けての見直し

計画の進行状況・評価結果及び京都市環境審議会における意見・提言等を踏まえ、関係部局等における新たな事業の実施、既存事業の見直し又は個別具体的な対策や措置の改善等の検討を行います。

また、環境指標に関しては、計画の進行状況の的確な点検・評価を行うという目的から、計画策定後においても、適宜、新規の環境指標の採用、目標数値の新規設定や修正といった見直しを行います。

